

政策コスト分析の解説

1. 政策コスト分析とは

(1) 政策コスト分析の内容

(2) 政策コスト分析の目的

(コラム①:財政投融资の対象事業に対する補助金等の投入)

(3) 政策コストの評価

(コラム②:「政策コスト」の意味)

2. 政策コスト分析の枠組み

(1) 政策コストの構成要素

(コラム③:「割引現在価値に換算する」とは?)

(コラム④:出資金等の機会費用が政策コストになる理由)

(2) 政策コスト分析の対象

(3) 前提条件の設定

①共通前提(分析期間、将来金利、割引率等)

②個別前提

(4) 政策コストの算出手順

(5) 分析手法の拡充

①要因分析

②投入時点別政策コスト内訳

③経年比較分析

④発生要因別政策コスト内訳

⑤感応度分析

3. 政策コスト分析の活用

(コラム⑤:その他のディスクロージャーとの対比)

4. 社会・経済的便益の試算

5. 公表資料の構成

1. 政策コスト分析とは

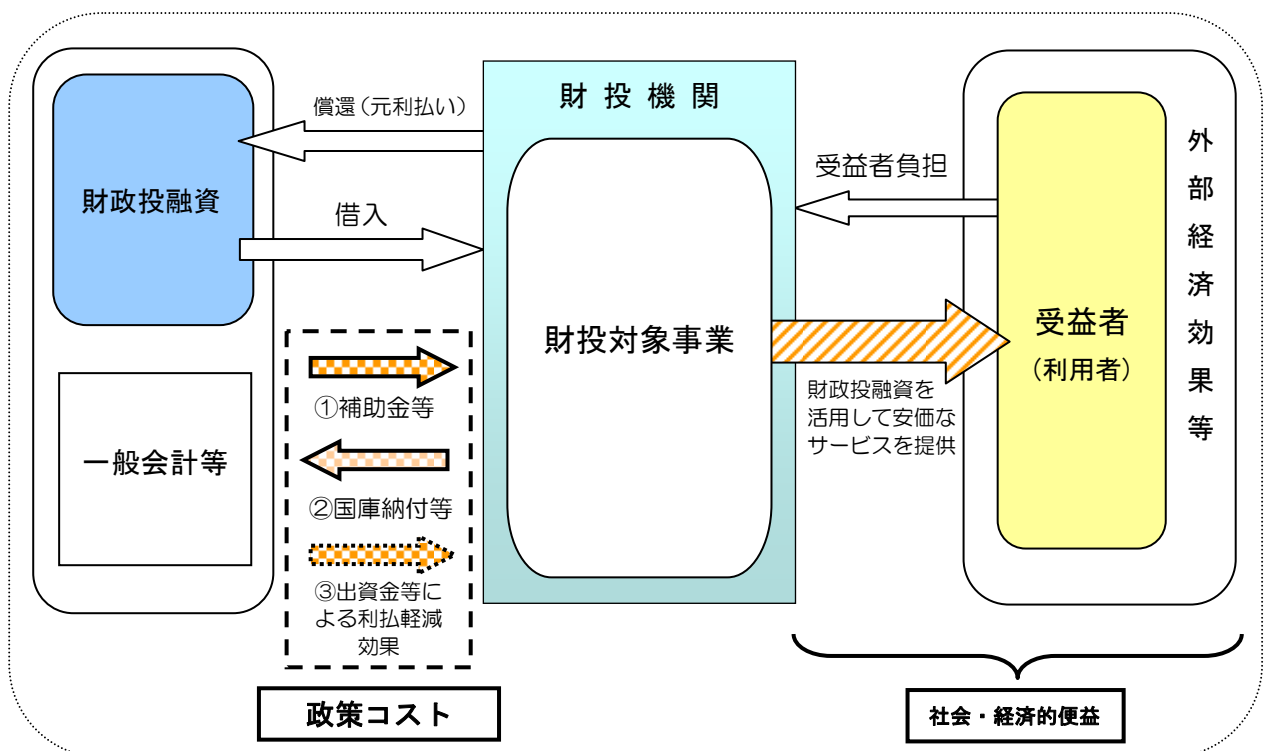
(1) 政策コスト分析の内容

財政投融资は、国の政策目的を実現するため、民間では対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施など、有償資金で対応することが適当な事業を行う財投機関に対して、投融资を行っています。

政策コスト分析とは、財政投融资を活用する事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、財投対象事業の実施によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

（「2. 政策コスト分析の枠組み」も参照してください）



(2) 政策コスト分析の目的

財投対象事業は、外部経済効果が一部存在するものの、受益と負担の関係が明確であり、受益者（利用者）にその負担を求めることが適当なことから、基本的に受益者負担によって有償資金の償還が行われています。その受益者負担を軽減するため、国

（一般会計等）から事業を実施する財投機関に対して、補助金等や出資金等が投入される場合があります。このような事業の妥当性を判断する材料として、将来、その事業に対する補助金等の支出がどの程度見込まれるか、あるいは既に投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、これを「政策コスト」として開示することには、財政投融资の透明性を高める意義があります。

（「3. 政策コスト分析の活用」も参照してください）

【コラム①：財政投融资の対象事業に対する補助金等の投入】

例えば、中小企業の特定の事業活動を振興するという政策目的のために、財投機関Aに、「低金利かつ担保要件を緩和した中小企業向け融資制度」を設けるという財政政策がとられる場合について考えてみます。

財投機関Aは、基本的には、貸付先の中小企業から元金と利息を回収し、財政投融资から借り入れた資金の返済と利息の支払いを行います（受益者負担）。しかし、中小企業への貸付条件を低金利としたことによって利ざやが縮小し、担保要件を緩和したことによって貸倒による負担の増加が予想されます。このままでは財投機関Aの収支が悪化（赤字化）するおそれがありますから、財投機関Aに必要な補助金等を投入して政策目的を達成するとともに、受益者負担を軽減することになります。

（3）政策コストの評価

政策コストは、財投対象事業の受益者負担を軽減するために用いられるものですから、その額の大小をもって単純に評価することは適当ではなく、あくまでもその事業の実施に伴う社会・経済的便益と併せて総合的に評価されるべきです。

また、政策コストは、財政政策として財投対象事業への支援の度合いを強めるものであって、財投機関の財務の健全性に問題があることを示すものではありません。

（「4. 社会・経済的便益の試算」も参照してください）

【コラム②：「政策コスト」の意味】

一般的に「コスト」という用語は、費用、原価、値段といった意味で用いられます。しかし、「政策コスト」は、財投対象事業を実施するために国（一般会計等）から投入されると見込まれる補助金等と既に投入された出資金等による機会費用の合計であり、財投機関の損益計算上の費用ではありません。

財政投融资改革の議論において、財投対象事業に伴う将来の国民負担を把握することが必要とされたことから、政策コスト分析の手法が導入されました。そこで、国民負担という意味から「コスト」という用語を用いつつ、損益計算上の費用とは異なる概念であることを明確にするために、「政策コスト」という表現を用いたのです。

（コラム⑤も参照してください）

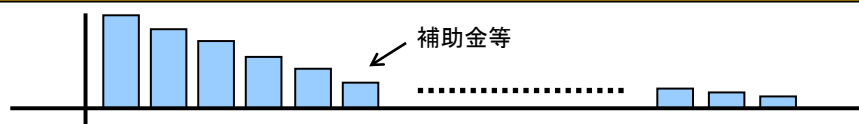
2. 政策コスト分析の枠組み

(1) 政策コストの構成要素

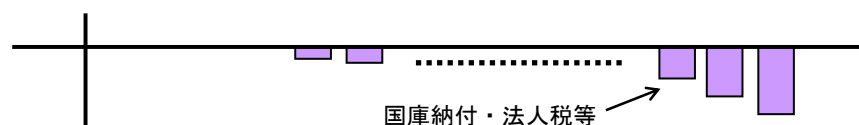
政策コスト分析では、各財投機関に国から投入されると見込まれる補助金等と、国に納付されると見込まれる国庫納付等を割引現在価値に換算（コラム③参照）して差し引いた額に、国からの出資金及び無利子貸付金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）を加えて政策コストを算出します。このように、政策コストの構成要素は以下①～③となります。（「2. (4) 政策コストの算出手順」も参照してください）

○政策コストのイメージ

① 補助金等（将来、国から支出されると見込まれる金額）

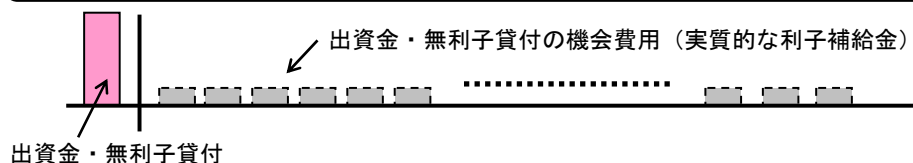


② 国庫納付・法人税等（将来、国に納付されると見込まれる金額）



<①－② の現在価値を求める>

③ 出資金等による利払軽減効果（＝機会費用）（国から支出されない概念上の費用）



$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

① 国（一般会計等）からの補助金等

将来の各年度において国（一般会計等）から財投機関に投入されると推計された補助金・補給金・交付金の額を、それぞれ割引現在価値に換算し、その合計額を政策コストの構成要素としています。

② 国への納付金等

将来の各年度において財投機関から国に納付されると推計された国庫納付金・法人税・配当の額を、それぞれ割引現在価値に換算し、その合計額を政策コストのマイナス（△）の構成要素として捉えています。

③ 国からの出資金等による利払軽減効果（機会費用）

財投機関が国からの出資金及び無利子貸付金を受け入れたことによって得られた利払軽減効果（＝分析期間の最終年度までに出資金等が国に全額返還されるものとみなした場合の機会費用）の相当額（コラム④参照）を、政策コストの構成要素としています。

- ・ 分析期首における利益準備金等は、資本金（出資金）と同じく機会費用の算出対象とみなします。そのため、分析期間中の将来キャッシュフローにおいて利益準備金等の発生が推計される場合には、その分、出資金が増加するものとして機会費用を計算します。
- ・ 分析期首における欠損金は、その額に相当する資本金（出資金）が減資されているものとみなし、機会費用の算出対象としています。そのため、分析期首に欠損金が存在する財投機関については、出資金等による機会費用が少なく計算されることとなります。また、分析期間中の将来キャッシュフローにおいて欠損金の減少が推計される場合には、利益準備金等の増加と同様に、その分、出資金が増加するものとみなして機会費用を計算します。

【コラム③：「割引現在価値に換算する」とは？】

現在の 100 億円と 10 年後の 100 億円は同じ価値と言えるでしょうか。例えば、現在の 100 億円は、金利 1 %（単利）で 10 年間運用した場合、元本 100 億円と利息 10 億円を合わせた 110 億円になります。この点を考慮すると、現在の 100 億円と 10 年後の 100 億円を同じ価値のキャッシュフローとして扱うことは適当ではありません。

発生の時点が異なるキャッシュフローを適切に把握するためには、将来価値（＝元本＋利息）から利息に相当する部分を割り引いて、現在価値（＝元本）を求める必要があります。この計算を「割引現在価値（Discounted Present Value）に換算する」と言います。また、換算する際に用いる係数を「割引率（Discount Factor）」と言います。

（割引率の詳細については、「2. (3) 前提条件の設定」を参照してください）

政策コスト分析では、将来の各年度に見込まれる補助金等や国庫納付等の額（名目値）を政策コストとして単純合計するのではなく、割引現在価値に換算した上で合計します。こうすることで、将来キャッシュフローから見込まれる政策コストを分析時点（現在）で把握することができます。

上記の例によると、10 年後に 110 億円の補助金等の投入が見込まれたとき、それを現在価値に換算した 100 億円が政策コストとして加算される額となります。

【コラム④：出資金等の機会費用が政策コストになる理由】

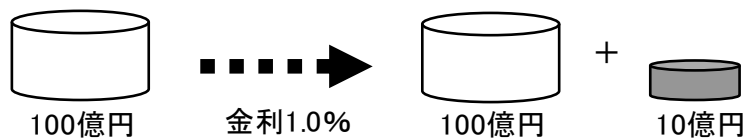
機会費用とは、「ある経済行為を行ったために得る機会を失った収益」を指す経済学上の用語です。この意味を理解するため、財投機関Aが国から100億円の出資を受けて事業を行い、10年後に100億円全額を国に返還する事例を考えてみましょう。

国から見た場合、仮に財投機関Aに対する出資金100億円を金利1%の10年国債で運用したとすれば、その100億円は10年後に110億円になります。しかし、財投機関Aに出資を行えば、10年後に100億円が返還されるのみであるため、国は利息の10億円に相当する収益を失ったとみなすことができます。この10億円が、実際に支出されない概念上の費用として、出資金100億円の「機会費用」となります。

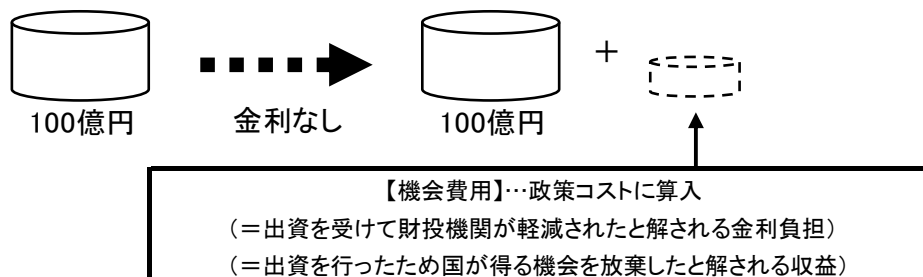
財投機関Aから見た場合、国から100億円の出資を受けることができれば、必要な事業を行うために、代わりに自ら100億円の資金調達（借入）を行う必要があります。金利が1%（単利）の場合、財投機関Aが10年後に返済しなければならない額は、元本の100億円に利子10億円を加えた110億円です。しかし、国から100億円の出資を受ければ、利子10億円を支払う必要がないので、財投機関Aは国から実質的に10億円の利子補給を受けた場合と同じ効果を得ることになります。

このような考え方により、国からの出資金等の機会費用を政策コストとしています。

●国が100億円を運用した場合／財投機関が100億円を借り入れた場合



●国が100億円を出資した場合（対象事業の終了時に財投機関から全額返還される）



（２）政策コスト分析の対象

政策コスト分析は、各年度の財政投融资の対象事業に限定して行います。財政投融资の対象となっていない事業を実施するために、財投機関が国から補助金等を受けるとしても、その部分は分析対象に含まれません。そのため、政策コスト分析の利用にあたっては、分析手法の仕組みや対象事業の範囲等に留意が必要です。

（３）前提条件の設定

政策コスト分析を行う過程で、一定の前提条件に基づいた将来キャッシュフロー（資金収支）等の推計を行います。このとき用いる前提条件には、各財投機関に共通して適用する①共通前提と、各財投機関が個々の事業の特性等に応じて独自に設定・適用する②個別前提があります。

① 共通前提

〔分析期間〕

政策コスト分析における分析期間は、分析年度から財投機関が財投対象事業を終了する年度までの期間としています。具体的な年数は機関・事業ごとに異なりますが、以下の原則に基づいて設定されます。

〔融資系機関（政策金融機関など）〕

原則として次年度以降に新規融資を行わないという前提をおき、財投機関が貸出債権の回収を終えるまでを分析期間としています。

〔事業系機関〕

実施・継続中の事業と中期計画等によって既に新規着手が予定されている事業のみを実施するという前提をおき、事業終了後、財投機関が調達した財政融資資金等の償還が終わるまでを分析期間としています。

〔将来の財政投融資金利、割引率等〕

政策コスト分析においては、分析年度の予算及び財政投融資計画の概算決定日を基準日とした国債流通利回りの実績値を基に、理論式による機械計算によって、将来の財政投融資金利や、将来キャッシュフローを割引現在価値（DPV）に換算するための割引率（DF）を、分析の共通前提としてあらかじめ設定しています。

〔手順１〕

基準日における国債流通利回りの実績値から、年限に応じたスポット・レート（特定の残存期間に対応する割引債の最終利回り【グラフ１】）を算出。

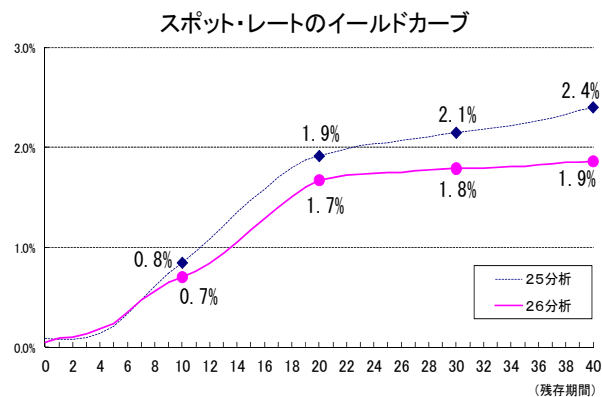
〔手順２〕

手順１で求めたスポット・レートから、将来キャッシュフローの名目値を割引現在価値に換算するための割引率を設定。

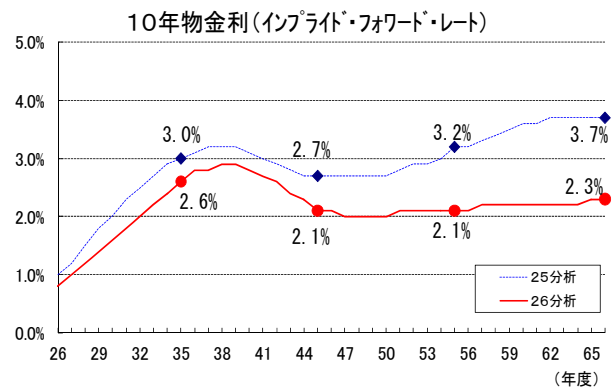
〔手順３〕

手順１・手順２で求めたスポット・レートと割引率から、一定の手法を用いてインプライド・フォワード・レート（現在の金利を前提とした将来の特定期間に対応する金利【グラフ２】）を算出し、それを利用して将来の財政投融資金利等を設定。

○グラフ 1



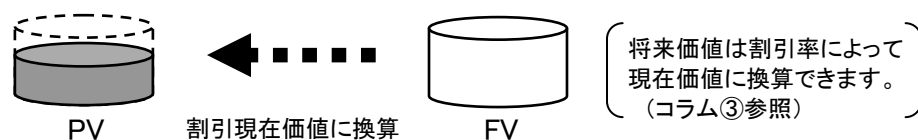
○グラフ 2



(注 1) いずれも予算概算決定日の国債流通利回りの実績値を基に算出。

(注 2) グラフ 2 は、26 年度分析において、平成 35 年度の 10 年物金利として適用される将来金利が 2.6% (25 年度分析では 3.0%) であることを示しています。

○スポット・レートと割引率の関係



$$FV = PV(1+r)^n \rightarrow PV = FV \times \frac{1}{(1+r)^n} \leftarrow \text{割引率 (DF)}$$

FV: 将来価値、PV: 現在価値、n: 期数、r: 金利 (n 年スポット・レート)

② 個別前提 (共通前提以外の前提条件)

個別前提は、各財投機関が事業の特性や直近実績等の実情に応じて個々に設定する前提条件です。個別の法令や独立行政法人の中期計画等に基づくもののほか、例えば、以下のように設定されています。

〔融資系機関〕

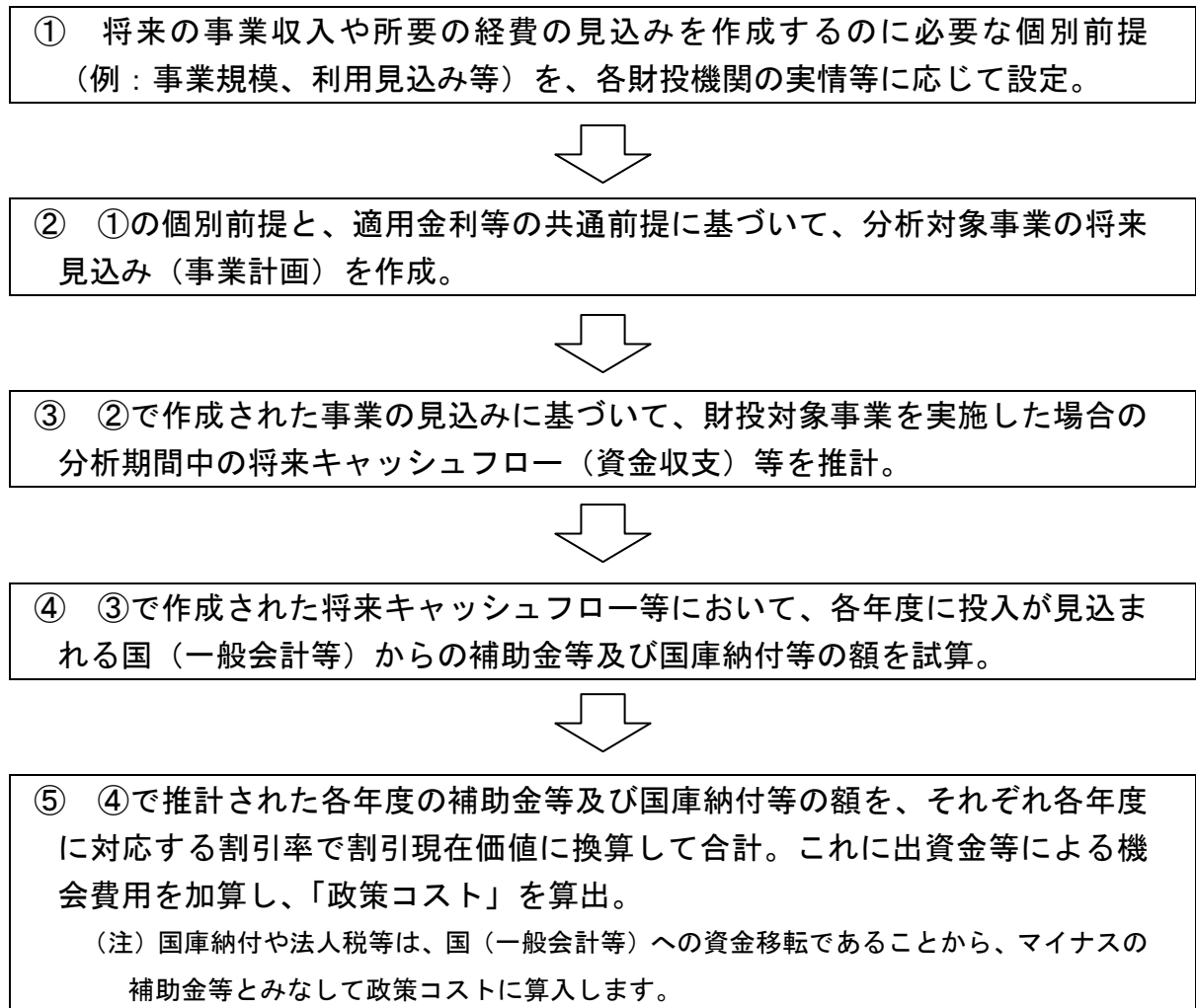
将来の繰上償還や貸倒償却 (引当金繰入) の発生を過去の実績・傾向から推計するケースや、ローンの経過年数及び借換対象となる民間ローンの金利差等から算出する計量モデルを用いて繰上償還率を推計するケースなどがあります。

〔事業系機関〕

近年の高速道路等の利用実績等から今後の交通需要を予測して推計するケースや、空港整備計画における需要予測と現行の料金単価により将来の事業収入を推計するケースなどがあります。

(4) 政策コストの算出手順

政策コストの算出は、各財投機関において以下の手順で行われます。



(5) 分析手法の拡充

政策コスト分析は、財政投融资の透明性の向上を図るため、様々な分析手法を導入しています。（「3. 政策コスト分析の活用」も参照してください）

① 要因分析

算出された政策コストを構成要素別に分類したものです。この分析によって、試算された政策コストがどのように構成されているのかを知ることができます。

（「2. (1) 政策コストの構成要素」を参照してください）

なお、分析期首・期末に欠損金が存在する場合は、分析期間中の増減額の割引現在価値を、政策コストの構成要素として特に明示することとしています。

② 投入時点別政策コスト内訳

政策コストには既に投入された出資金等による利払軽減効果（機会費用）が含まれていますが、その額は財投対象事業の実施に必要な「将来の資金移転を伴う財政負担」を示すものではありません。

また、出資金等による機会費用は、分析期首までに投入された出資金等から発生する部分と、分析期間中に新たに投入される出資金等から発生する部分に区分することができます。

投入時点別政策コスト内訳は、政策コストを、分析年度までに投入された既往の出資金等による機会費用分と、将来（分析期間中）の投入が見込まれる補助金・出資金等による政策コストとに切り分けて明示しています。

さらに、将来（分析期間中）に発生が見込まれる政策コストを、「国から財投機関に投入されると見込まれる補助金等」、「財投機関から国に納付されると見込まれる納付金等」、「分析期間中に見込まれる剰余金等の増減額（剰余金の増加はマイナスの政策コストになります）」、「出資金等の機会費用分」の4つの内訳に区分しています。

この分析によって、算出された政策コストのうち、将来の資金移転を伴う追加的な財政負担を区別して特定することができ、より詳細なディスクロージャーを行うことができます。

③ 経年比較分析（実質増減分析）

政策コスト分析に用いる前提金利（共通前提）は、基準となる市中金利（国債流通利回り）の変動を反映して毎年度変更しています。前提金利の変化は、分析期間中の将来キャッシュフロー等に影響を及ぼすほか、割引率等の前提条件も変化させます。

また、前年度分析のうち期首1年間に発生する政策コストは当年度分析に含まれないため、経年による分析始期の変化（分析範囲の変化）によっても、政策コストの水準は変わります。

これらの要因によって、仮に財投機関の事業内容や政策コスト分析の前提条件に何ら変更がなかったとしても、各年度の政策コストの水準は大きく変動することがあります。したがって、当年度分析の結果として得られた政策コストの額を、前年度分析の政策コストの額と単純に比較して、財投機関の事業内容について評価・議論するのは適当ではありません。そこで、前年度分析と政策コストを比較するにあたって必要な調整を行い、実質的な政策コストの増減とその要因を示すのが、経年比較分析（実質増減分析）です。

（次頁「政策コストの実質増減比較のイメージ」を参照してください）

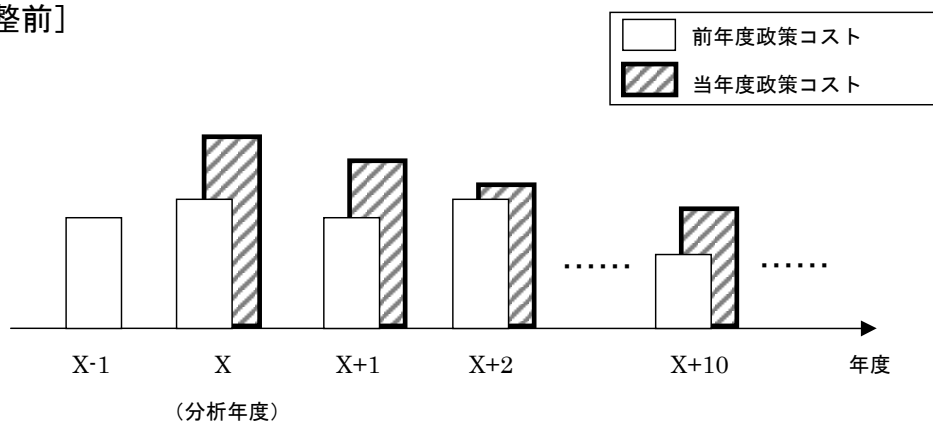
具体的には、前年度分析で将来キャッシュフロー等の試算に用いた前提金利で当年度分析を再試算するとともに（前提金利の調整）、前年度分析の政策コストのうち期首1年間に発生する政策コストの額を算出して比較する範囲を揃え（分析始期の調整）、実質的な政策コストの差額を求めます。

こうして得られた政策コストの実質増減について、更に可能な限り要因分析を行い、その主な内訳を示しています。

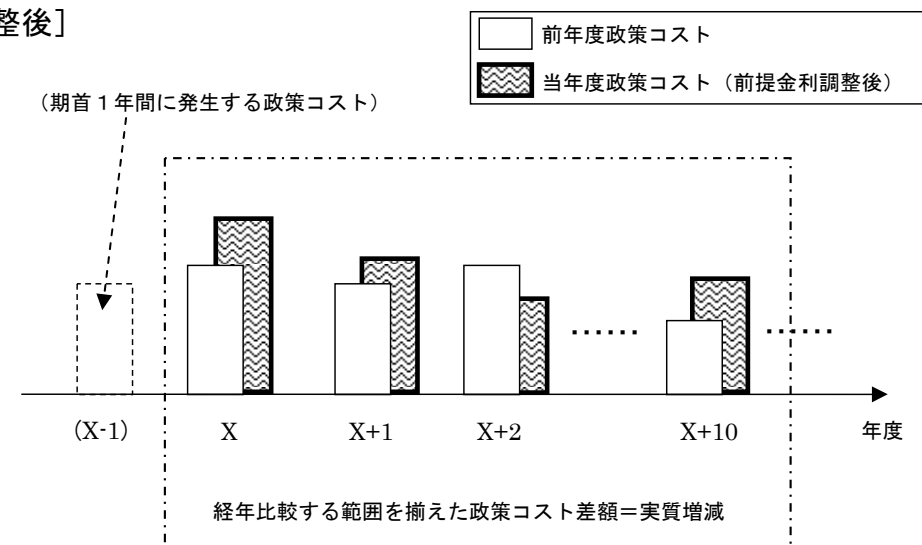
この分析によって、前年度分析からの事業内容や将来予測等の変化が、当年度分析で試算された政策コストにどのように影響しているかなどが分かります。

【政策コストの実質増減比較のイメージ】

〔調整前〕



〔調整後〕



④ 発生要因別政策コスト内訳

発生要因別政策コスト内訳は、財政投融资を活用する政策金融機関などの融資系機関の政策コストについて、発生要因別に分解し、特に繰上償還と貸倒の内訳を試算したものです。

この分析によって、融資事業に特有の要因が政策コストにどの程度の影響を与えているかが分かります。

(注) 事業系機関においては、政策コストの発生要因が機関・事業毎に異なることから、融資系機関においてのみ発生要因別政策コスト内訳を試算しています。

〔繰上償還〕：分析期間中に財投機関が受けると見込まれる繰上償還によって発生する政策コスト

〔貸倒〕：分析期間中に見込まれる貸倒償却額と貸倒引当金の繰入・戻入差額によって発生する政策コスト

〔その他（利ざや等）〕：事務費や利ざや等その他の要因によるもの

⑤ 感応度分析

政策コスト分析は、一定の前提条件に基づいた将来キャッシュフロー等の推計に基づく試算であるため、様々な前提条件の変化に応じて、算出される政策コストの水準も変化することになります。

感応度分析は、前提金利や事業収入といった一部の前提条件を変化させることによって、政策コストがどれだけ増減するかを試算したものです。また、算出された政策コストの増減額のうち、資金移転を伴わない機会費用の増減額を内書することとしています。

この分析によって、特定の前提条件の変化が政策コストの水準にどのような影響を及ぼすかが分かります。なお、変化させる前提条件は、各財投機関の事業内容等に応じて設定することになりますが、例えば、以下のように設定されています。

〔融資系機関〕

- ・ 貸付及び調達金利（前提金利）を1%上昇させたケース
- ・ 前提金利を1%上昇させ、それに応じて割引率を変化させたケース
- ・ 貸倒償却額を10%上昇させたケース

〔事業系機関〕

- ・ 事業収入を10%減少させたケース
- ・ 事業費を10%上昇させたケース
- ・ 調達金利を1%上昇させたケース（政策コストの試算に影響する場合）

3. 政策コスト分析の活用

政策コスト分析は、財政投融資を活用している事業に関して、国（一般会計等）から投入が見込まれる補助金等と、既に投入された出資金等によるメリットを試算し、「政策コスト」として公表することで、財政投融資に関するディスクロージャーを充実させ、財政投融資の透明性を高めるものです。

（コラム⑤も参照してください）

平成 13 年度以降、政策コスト分析は財政投融資対象の独立行政法人等で実施・公表されており、分析結果（政策コストの水準）のみならず、事業について評価を行うための素材を幅広く提供するように、公表資料の充実に努めています。

分析手法を拡充し、①要因分析、②投入時点別政策コスト内訳、③経年比較分析、④発生要因別政策コスト内訳、⑤感応度分析を行っているほか、事業の実施に伴う社会・経済的便益についても可能な限り定量的に示しています。加えて、当年度分析の前提条件やその根拠、分析年度の予算に関する政府の決定事項等についても詳細に示すこととしており、これらは財投対象事業の事後的評価の材料として活用し得るものと考えられます。（「5. 公表資料の構成」も参照してください）

また、政策コスト分析を行う過程で、事業について将来キャッシュフロー（資金収支）等の推計が行われますが、これらは、事業の将来見通しやその財務への影響、財政投融資の償還確実性の有無などを判断する上で活用される重要な材料となっています。

さらに各財投機関においては、財投機関債を発行する際の債券内容説明書（金融商品取引法上の目論見書に準じて投資家向けに作成される書類）に政策コスト分析を記載するなど、ディスクロージャーにも活用されています。

今後とも、着実に政策コスト分析を実施し、公表内容の充実を図るとともに、より一層の活用に努めていくこととしています。

【コラム⑤：その他のディスクロージャーとの対比】

名 称	政策コスト分析
作成主体	財投機関 (財政投融資計画の対象機関)
分析対象	財政投融資対象事業
内 容	独立行政法人会計基準等に則り、一定の前提条件を設定して将来のキャッシュフロー等を推計し、長期の予定財務諸表に基づいて将来の国民負担を仮定計算したもの。
目 的	財投機関が行う事業に将来どの程度の補助金等が投入され、あるいは既に投入された出資金によるメリットがどの程度になるかを試算して明らかにすることで、財政投融資の透明性を高める。
作成開始年度	平成13年度(試算は平成11年度～)

政策コスト分析のほかに、政策・事業等に関するディスクロージャーとして作成されている資料として、行政コスト計算書、行政サービス実施コスト計算書、政策別コスト情報などがあります。

政策コスト分析とそれらを対比して整理すると、以下のようになります。

名 称	行政コスト計算書	行政サービス実施コスト計算書	政策別コスト情報
作成主体	国の出資又は補助金等の交付を受けている法人(特殊法人、認可法人)	独立行政法人	各省庁
開示対象	一会計年度に属する費用	一会計年度に属する費用	各省庁が設定している政策評価項目に係る費用
内 容	特殊法人等の法定の決算書類に付加して作成・開示される財務書類であり、国民負担に帰するコストの開示書類と企業会計原則に準拠して作成した財務諸表で構成されるもの。	独立行政法人会計基準に基づき作成される独立行政法人独自の計算書類であり、独立行政法人の財務諸表の一つに位置付けられるもの。	省庁別財務書類における業務費用計算書に計上される費用を、一定の算定方法を用いて政策評価項目毎に表示したものであり、業務費用計算書のセグメント情報として位置付けられるもの。
目 的	特殊法人等の説明責任の確保と透明性の観点から、最終的に国民負担に帰すべき特殊法人等の業務に係るコストを明らかにする。	国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、一会計期間に属する独立行政法人の業務運営に関して、国民が負担するコストを明らかにする。	個別の政策分野における費用の全体像を明らかにしたコスト情報を開示することで、行政担当者のコスト意識の醸成や国民の行政活動への理解を促す。
作成開始年度	平成12年度決算分～	平成13年度決算分～	平成21年度決算分～

4. 社会・経済的便益の試算

政策コストは、あくまでも事業の実施に伴う社会・経済的便益と併せて総合的に評価されるべきものです。しかし、個々に異なる事業の社会・経済的便益を統一的かつ定量的に把握することは難しい面があります。そこで、政策コスト分析では、対象事業の実績やその定性的な説明、及び各機関が独自に試算した定量的な社会・経済的便益等を可能な限り記載し、政策コストと併せて公表するよう努めています。

事業系機関においては、公共事業について関係府省が策定している「費用便益分析マニュアル」などを活用することによって、概ね統一的な基準で社会・経済的便益を定量的に試算することが可能なことから、下記のような前提条件に基づいて、社会・経済的便益を試算しています。

●試算の前提条件

〔対象事業〕

政策コスト分析と同様に、実施・継続中の事業と中期計画等により既に新規着手が予定されている事業を、試算の対象としています（既に完成・終了した事業については、試算の対象から除外されます）。

〔便益の計測方法〕

「費用便益分析マニュアル」などで定められている便益の計測方法に従って試算を行います。

例えば、高速道路事業の場合、国土交通省作成のマニュアルに基づいて、走行時間短縮、走行経費節減、交通事故減少による便益を試算しています。

〔適用割引率〕

「費用便益分析マニュアル」などで定められている社会的割引率（４％）と、政策コスト分析で用いる割引率の２種類を試算しています。

（政策コスト分析で用いる割引率については、「２．(３)前提条件の設定」も参照してください）

〔分析期間〕

「費用便益分析マニュアル」などで定められている対象事業の実施期間に耐用年数を考慮した分析期間（供用期間）と、政策コスト分析と同じ分析期間（償還期間）の２種類を試算しています。

〔試算の始期〕

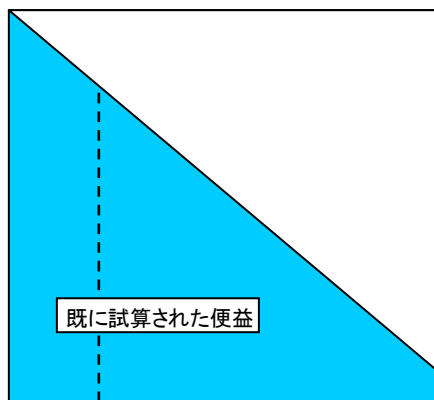
基本的に政策コスト分析と同じです。但し、「費用便益分析マニュアル」などに基づく試算において、基礎データの取得や更新の負担などやむを得な

い場合には、過去の社会・経済的便益の試算結果を活用しています。

具体的には、既に試算されている分析期間で試算された便益値から前年度までの便益値を差し引き、政策コスト分析と同様に当年度を始期として社会・経済的便益を試算しています。

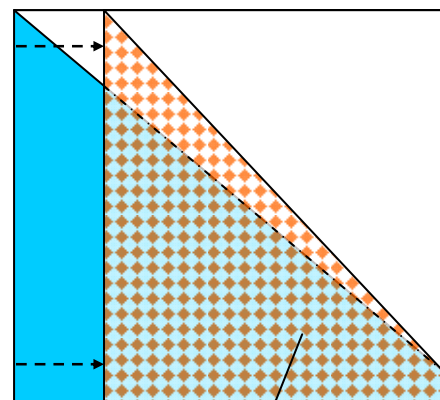
●試算始期の修正イメージ

[過去の社会・経済的便益の試算]



当年度

[試算始期を修正した試算]



当年度を試算始期として
便益の値を現在価値化

なお、一部の事業系機関及び事業には、試算の根拠となるマニュアルが整備されていないこと、社会・経済的便益を試算するための適当な基礎データが取得できないことなどの理由により、定量的な試算ができないものがあります。また、融資系機関には確立された手法がないため、統一的な試算は行っていません。

(詳細については、各財投機関の資料を参照してください)

5. 公表資料の構成

(株)日本政策金融公庫(国民一般向け業務)

http://www.jfc.go.jp/

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

民間金融機関から資金の融通を受けることが困難な小規模事業者等へ、必要な事業資金等の円滑な供給を行っている。

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

26年度財政投融資計画額	25年度末財政投融資残高見込み
22,100	62,284

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	25年度	26年度	増 減
1.国からの補助金等	456	551	+95
2.国への資金移転	-	-	-
1～2 小計	456	551	+95
3.国からの出資金等の機会費用分	5,546	5,107	△439
1～3 小計	6,002	5,658	△344
4.欠損金の減少分	△4,676	△4,800	△123
1～4 合計＝政策コスト (A)	1,325	858	△467
分析期間(年)	31	31	-

③ 経年比較分析

(単位:億円)

区 分	25年度	26年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	1,325	858	△467
(A') (A)を25年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	1,325	1,001	△325
(B) (A')のうち26年度以降に発生する政策コスト	1,140	1,001	△139

26 年度の政策コストは 858 億円である。25 年度と 26 年度の前提金利の変化による影響を捨象し、26 年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは 25 年度から 139 億円減少したと分析される。このような実質的なコスト減は、以下の要因によるものと考えられる。

・ 26 年度新規融資によるコスト減 (△1,279 億円)

・ 貸倒によるコスト増 (+580 億円)

・ その他の要因(新規融資分にかかる営業経費によるコスト増等) (+560 億円)

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	25年度	26年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	1,325	858	△467
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	4,546	4,324	△222
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	△3,221	△3,466	△246
国からの補助金等	456	551	+95
国への資金移転	-	-	-
剰余金等の増減に伴う政策コスト	△3,808	△4,039	△231
出資金等の機会費用分	132	22	△110

<参考> 補助金・出資金等の 26 年度予算計上額

補助金等: 195 億円

出資金等: 52 億円

④ 発生要因別政策コスト内訳

(単位:億円)

(A) 26年度政策コスト【再掲】	858
① 繰上償還	177
② 貸倒	2,840
③ その他(利ざや等)	△2,159

⑤ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)
貸付及び調達金利+1%	929(+70)
増減額のうち機会費用の増減額	+83
貸倒償却額+10%	1,209(+351)
増減額のうち機会費用の増減額	+353

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

① すべての融資事業を試算の対象としている。

② 既往の貸付金残高 7 兆 4,267 億円(25 年度末予定額)に加え、26 年度の事業計画(3 兆 613 億円)に基づき貸付を実行した場合について試算している。

③ 分析期間は既往の貸付金に加え、26 年度の事業計画に基づく貸付金が、すべて回収されるまでの 31 年間について試算している。

④ 繰上償還額を算出するための繰上償還率は、20 年度から 24 年度の実績値を加重平均した値(14.63%)、貸倒引当金繰入額を算出するための貸倒引当金の引当率は、22 年度から 24 年度の実績値を単純平均した値(1.11%)としている。

⑤ 26 年度から分析最終年度の 56 年度までの貸倒引当金繰入額の総額は 2,757 億円となっている。

(単位:%)

	(実績)					(見込み)	(計画)	(試算前提)
年 度	20	21	22	23	24	25	26	27～56
繰上償還率	10.17	18.05	15.97	14.13	15.00	14.63	14.63	14.63
貸倒引当金の引当率	0.83	0.95	1.17	1.08	1.07	0.73	0.81	1.11

※各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

政策コスト分析の対象とした財投事業について、どのような政策目的から財政投融資を活用して実施されている事業かを記述しています。

「財政投融資計画額」には分析対象事業に係る当年度の財政投融資計画の額を、「財政投融資残高見込み」には当年度予算の概算決定時点で見込まれた前年度末財政投融資残高の額を記載しています。

政策コスト分析の要因分析（分析手法①）を示した表です。

「1. 国からの補助金等」→ 国（一般会計等）からの補助金・補給金・交付金に係る政策コスト
「2. 国への資金移転」→ 国（一般会計等）への納付金・法人税等に係るマイナスの政策コスト
「3. 国からの出資金等の機会費用分」→ 国（一般会計等）からの出資金・無利子貸付による利払軽減効果（機会費用）に係る政策コスト
「4. 欠損金の減少分」→ 分析期首に欠損金が存在する場合に、分析期末までに減少する欠損金の額を政策コストのマイナス要因として計上。

ここでは 26 年度の政策コストが 858 億円（対前年度 467 億円の減少）と試算されています。

政策コスト分析の経年比較分析（分析手法③）を示した表です。

ここでは、前提金利等の変化による影響を除いて前年度分析と比較した場合、主に表の下に記述された要因による政策コストの実質増減は、139 億円の減少という試算結果となっています。

政策コスト分析の投入時点別政策コスト内訳（分析手法②）を示した表です。

ここでは、①既に投入された出資金等による利払軽減効果（機会費用）が分析期首までに政策コストとして 4,324 億円生じており、②分析期間中に見込まれる補助金・出資金等の投入により△3,466 億円の政策コストが生じるという試算結果となっています。

融資系機関の発生要因別政策コスト内訳（分析手法④）を示した表です。

「①繰上償還」→ 融資先から財投機関が受けると見込まれる繰上償還によって発生する政策コスト
「②貸 倒」→ 分析期間中に見込まれる貸倒償却額と貸倒引当金の繰入・戻入差額によって発生する政策コスト
「③その他（利ざや等）」→ 事務費や利ざや等その他の要因によるもの

政策コスト分析の感応度分析（分析手法⑤）を示した表です。

前提金利や事業収入といった一部の前提条件を変化させることによって、政策コストがどれだけ増減するかを試算したものです。

ここでは、貸付及び調達金利が 1 % 上昇したケースを試算しています。このとき、政策コストは 929 億円となり、前提条件を変化させる前の政策コスト 858 億円に比べて 70 億円増加する試算結果となっています。なお、増減額のうち資金移転を伴わない機会費用の増減額を内書しています。

政策コスト分析の対象となった事業（財投機関）に対して、国（一般会計等）から投入される補助金・出資金等について、当年度予算に計上されている額を記載しています。

政策コスト分析の試算に関する詳細を記述しています。

ここでは、分析対象事業の具体的な内容や範囲、分析期間、試算のために財投機関が設定した個別前提（将来の貸倒率、事業費等）について、具体的な内容や背景となる考え方等を記述しています。

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

(理由)

- ・小規模事業者経営改善資金貸付制度、生活衛生資金貸付制度、新創業融資制度等及び特別貸付の円滑な運営を図るため、これらにかかる補給金を一般会計、エネルギー対策特別会計及び労働保険特別会計から受け入れる。また、統合関連経費にかかる補助金を一般会計から受け入れる。

(ルール)

- ・補給金については、小規模事業者経営改善資金貸付及び生活衛生資金貸付にかかる政策的な金利低減部分、新創業融資制度等にかかる上乗せ金利の低減部分の一部並びに特別貸付における政策的に金利を引き下げることによる利ざやの減少部分について補填される。また、補助金については、統合関連経費の一部が補填される。

(根拠法令等)

- ・補給金及び補助金については、根拠法令はない（予算措置、予算補助）。
- ・出資金については、株式会社日本政策金融公庫法第4条に次のとおり規定されている。
(株式会社日本政策金融公庫法第4条)
政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。
- ・国庫納付については、株式会社日本政策金融公庫法第47条に次のとおり規定されている。
(株式会社日本政策金融公庫法第47条)
公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

政策コストの構成要素として分析期間中に見込まれる補助金等・国庫納付等について、その仕組み（理由、投入ルール等）と根拠法令を記述しています。

6. 特記事項など

- ① 「株式会社日本政策金融公庫法」(平成19年5月25日法律第57号)により、国民生活金融公庫は平成20年10月1日に解散し、一切の権利義務は国等が承継する資産を除き、株式会社日本政策金融公庫〔国民一般向け業務〕が承継している。なお、これに伴い会計基準が企業会計原則に変更となっている。
- ② 民間金融機関から資金の融通を受けることが困難な小規模事業者等に対して、長期かつ固定金利の資金を安定的に供給するために必要な政策にかかる政策コストを示している。

上記以外に特に記載すべき事項を記述しています。

(参考) 当該事業の成果、社会・経済的便益など

- ① 融資実績等
- | 融資実績(平成24年度) | | | 総融資実績(昭和24～平成24年度累計) | | |
|--------------|-------|--------------|----------------------|----------|----------------|
| 普通貸付 | 27 万件 | 2 兆 3,535 億円 | 普通貸付 | 2,932 万件 | 107 兆 4,115 億円 |
| 生活衛生貸付 | 1 万件 | 538 億円 | 生活衛生貸付 | 230 万件 | 7 兆 2,847 億円 |
| 教育貸付等 | 14 万件 | 1,666 億円 | 教育貸付等 | 1,237 万件 | 8 兆 5,613 億円 |
| 計 | 42 万件 | 2 兆 5,739 億円 | 計 | 4,399 万件 | 123 兆 2,574 億円 |
-
- | 融資残高(平成24年度末) | | | 融資計画(平成26年度) | | |
|---------------|--------|--------------|--------------|--|--------------|
| 普通貸付 | 111 万件 | 6 兆 297 億円 | 普通貸付 | | 2 兆 7,500 億円 |
| 生活衛生貸付 | 9 万件 | 3,559 億円 | 生活衛生貸付 | | 1,150 億円 |
| 教育貸付等 | 105 万件 | 8,626 億円 | 教育貸付等 | | 1,963 億円 |
| 計 | 225 万件 | 7 兆 2,482 億円 | 計 | | 3 兆 613 億円 |
- ② 融資実績全体の約9割が従業員数9人以下と小口融資が主体で、1企業当たり平均融資残高は666万円である。また、無担保融資の割合は全体の74%(平成24年度融資件数275,855件、うち無担保融資204,363件)となっており、小規模企業の経営安定・成長に寄与している。
- ③ 融資先企業の総従業員数は総就業者数の約10%を占めており、小規模企業の経営安定・成長を支援することにより、これらの企業の従業員の生活安定に寄与している(融資先企業の総従業員数(推計)565万人÷総就業者数6,270万人＝9.0%)。
- ④ 一定の前提条件の下で試算すると、公庫の融資がなければ、創業できなかった企業は約3,100社となり、これらの企業が創業したことによって雇用が創出されたことによる便益は、約98億円と推計される。
- ⑤ 一定の前提条件の下で試算すると、公庫の融資によって廃業を回避できた企業は、約13,600社となり、これらの企業の従業員の雇用喪失を防止したことによる便益は、約687億円と推計される。
- ⑥ 高等教育を受けるための教育資金を安定的に供給することにより、教育水準の向上に寄与し、教育水準の向上が労働生産性の向上や技術進歩などに貢献している(教育貸付を利用した学生数 約11万人(うち大学生 約5.5万人))。

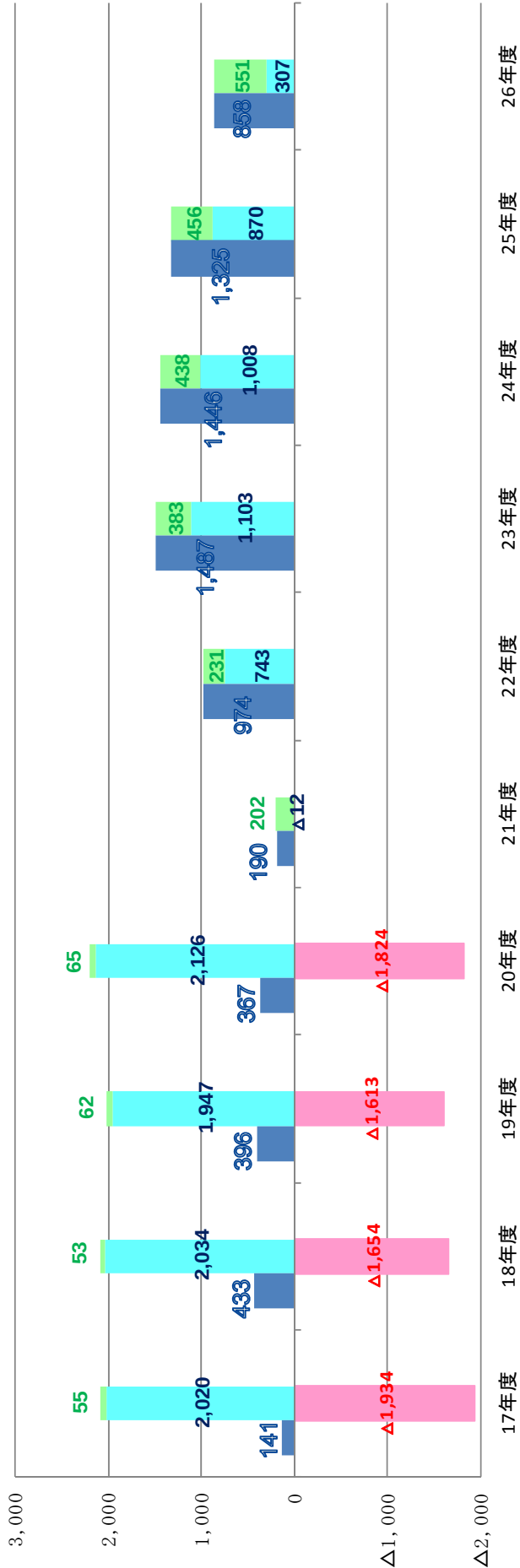
政策コスト分析の対象となった財投事業の成果とそれによって生じる社会・経済的便益について、これまでの実績と将来試算を参考として記述しています。

(参考)構成要素別政策コストの推移

<(株)日本政策金融公庫(国民一般向け業務)>

- 政策コスト(総額)
- うち国からの補助金等
- うち国への資金移転
- うち国からの出資金等の機会費用分

(単位:億円)



(注1) 各年度の政策コストは、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。
(注2) 20年度までは、国民生活金融公庫の政策コスト額である。

(ポイント)

- 21～23年度は、リーマンショック後の経済対策や東日本大震災への対応のため、国から出資金を受け入れたこと等の影響により、政策コストは増加。
- 24年度以降は、融資先の業況改善による与信関係費用の減少等により、政策コストは減少。

財投機関ごとに、直近10年分の政策コスト分析の結果（組織変更等があった場合は可能な限り反映）について、政策コストの総額を、「国からの補助金等」「国への資金移転」及び「国からの出資金等の機会費用分」の構成要素別にグラフ化しております。
また、ポイント欄には、政策コストの主な傾向及び増減理由を記述しております。

(注) 各年度の政策コストは、推計に適用される金利などの前提条件が異なる点に留意が必要です。

※平成26年度分析より、新たに追加掲載した資料になります。